

町勢現況

昭 43. 6. 1 現在

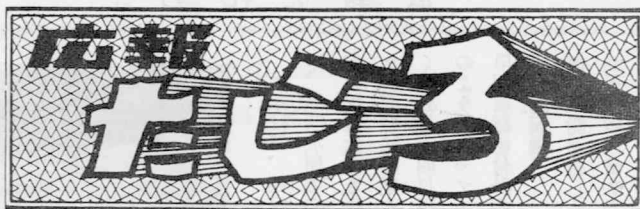
世帯数 1.545 (1)

人 口 6.109 (2人)

男 2.944 (-3人)

女 3.165 (-5人)

() は前月比



No. 189

6月43年

田代町総務課編集 毎月5日 1650部発行

「盤山茶」を

たずねて

盤山のあげ地帯は、土地気象条件が緑茶の生産に適し、加えて地区民の不屈の熱意と努力が、県下に誇る優良緑茶「盤山茶」も育てあげました。

現在大原前から富田にかけて茶



園の造成中であり、数年後には「盤山茶」の一大集産地が生れる見込です。

◎ 選挙人名簿従覧期間について
七月七日は参議院議員選挙日です六月一日現在登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を従覧に供します。期間八日から十四日まで



くらしの
メモ

湿度、温度がともに高く、たとえ電気冷蔵庫があっても、食物の管理がいちばんむずかしいのがこの六月です。

このころはこの家庭でも電気冷蔵庫を備え付けるようになりました。普及するにつれて、性能のよい冷蔵庫が出てきておりますが過信は禁物です。

①食べ残したものを冷蔵庫の奥へしまっておき、うっかり忘れていたものを何日かして子どもが食べて腹痛を起こした例が多いようです。料理したものものの保存は冷蔵庫といえども翌日には処分したいものです。

②生の魚貝、肉はできるだけ早く料理すること。冷蔵庫に入れておけば安心と、買ってから二日も三日もほっておくのは腐敗、中毒の原因になります。

③加工食品、かまぼこ、ソーセージ等には、とくに注意しましょう。冷蔵庫があるからといって、買いこむことは危険です。

④冷蔵庫の中はいつもきれいにそうじを怠らないよう、気をつけましょう。

⑤霜とりには十分注意すること、霜がつくと温度が下がります。

5月の気象

天気	晴	15日
	雲	12日
	雨	4日
月雨量	149mm	
気温	最高	27.8℃
	最低	
	平均	20.5℃

六月の

こよみ



28	金	校長教頭会 定例議会(下旬)
26	水	社会教育委員会
24	月	農業委員会
18	火	日脳予防接種(20日まで)
17	月	民生委員研修会
15	土	永寿会役員研修会
13	木	参議院選挙告示
11	火	田代校区婦人学級開講式 日脳予防接種(13日まで)
10	月	選挙管理委員会 総合防火訓練(根占町)
6	木	青少年問題協議会
5	水	選挙管理委員会 大の登録(5日まで)
4	火	教育委員会、婦人会長会 検診(4日まで)
3	月	民生委員会、ファイラリヤ

畜犬登録と日本脳炎予防接種のお知らせ

衛生係では次の日程で畜犬登録と日本脳炎の予防接種を実施します。必ず接種して病気を未然に予防しましょう。

畜犬登録及び狂犬病予防注射日程

月日	場所	対象部 落
6月4日	表木公民館	8.20～8.30 表木 山ノ口 折小野 岩崎
	内ノ牧公民館	9.00～9.20 内ノ牧 重岳
	新田公民館	9.30～9.40 新田 中尾
	農協大原支所	9.50～10.10 東西大原 久野 久木野 盤山 富田
	池野公民館	10.20～10.40 原沢 池野 瀬戸口 猪鹿倉
6月5日	上原農工場	10.50～11.10 上原 早瀬 鳥淵 舞原 辺志切
	上柴立公民館	11.20～12.00 平石 向柴立 鶴園
	役 場	8.30～9.30 麓全般

- (注) 1. 時間厳守のこと
2. 当日は登録料300円 注射代200円 計500円持参のこと。
3. 理由なく畜犬登録及び予防注射を怠ったときは処罰されます。

日本脳炎予防接種日程

月日	場所	時 間	備考
一回目	6月10日 役 場	午後1.30～3.00	昨年接種された人は一回です 今年始めて接種をする人は二回。
	11日 表木公民館	〃	
	12日 上柴立公民館	〃	
	13日 池野公民館	〃	
二回目	14日 内ノ牧公民館	1.30～2.30	
	西大原公民館	3.00～4.30	
	6月17日 役 場	午後1.30～3.00	
	18日 表木公民館	〃	
	19日 上柴立公民館	〃	
二回目	20日 池野公民館	〃	
	21日 内ノ牧公民館	1.30～2.30	
	西大原公民館	3.00～4.30	

- (注) 1. 定められた時間を必ず守ってください。
2. 料金は1回に付120円、ただし満55才～64才までの生活保護家庭町民税の均等割だけの納税者は無料です。

(イ) 畜犬登録後水不足対策として、生育も順調で今月上旬が最高分

水路の整備と水田の区画整備が考えられます。現在町内の用水路は川東、川西水路を除き殆んどが土用水路で、漏水が甚しく、貴重な水を無駄に捨てている現状で、毎年少しづつでもコンクリート用水路に改造し、将来は全線コンクリート用水路にかえて欲しいものです。

本年は例年になく異常干魃で、早期水稲二・三〇haの計画面積に対して、植付できたのが僅か一・〇haで後の一・二〇haという半数以上の面積が十分に植付不能となった、丹誠こめて作られた早期水稲の苗が無残にも捨てられてしまった、尚無理して植付けた一・一〇haの約半数六〇haが水不足で干された。今また普通水稲の苗代期であるが、この苗代も相当の水不足が心配される。気象台の長期予報では六月前半まではたいした雨もないそうである。以下この悪条件に対する対策並びに今後の管理について述べることにする。

一、早期水稲の対策管理、(イ) 植付後水不足対策として、生育も順調で今月上旬が最高分

水稲の用水不足対策と今後の管理

二、普通水稲の対策管理、(イ) レンゲ雑草などの未耕起田は早急に耕起し保水につとめる。

(ロ) 水苗代で水不足を生ずる場合は水利組合等で水調整をして苗代が干割れない程度に灌漑してやる、(ハ) 乾田苗代 発芽初期雀害が予想されるので防除につとめる。育苗期間中雨に恵まれたら水を流し入れ苗床の乾燥防止につとめる。いもち病の発生も考えられるので十分に注意し防除につとめる、尚ヒエ等の雑草に対しては水稲の葉が二・三葉になった頃スタム乳剤を散布する。



御存じですか？ 国民年金・保険料の免除について

国民年金の被保険者(加入者)の方で、病気や失業などの理由で収入がなくなり、保険料の納入に困っている方が多いと思います。このような人々のために、国民年金では保険料を免除する制度が設けられています。

免除の種類

保険料免除の種類には次の二つがあります。

(1) 法定免除

被保険者が、障害年金、母子福

病気のその他の理由で、所得がなくなり、保険料の納入が著しく困難になった場合、そのことを申請して保険料を免除される場合をい

(2) 申請免除

保険料の滞納期間は、将来年金を受給する場合、支給要件の期間から除外されますが、免除期間は保険料を納めた期間とは同様の取扱いがなされます。

いいます。この場合の免除期間は申請のあった年度内となっており、年度がかわっても免除を希望する場合は改めて申請をしなければなりません。

免除期間の取扱

保険料の滞納期間は、将来年金を受給する場合、支給要件の期間から除外されますが、免除期間は保険料を納めた期間とは同様の取扱いがなされます。

早期水稲植付不能百町歩

急がれる干害対策



水の枯れた麓川(雄川井せき)



乾ききつた水田

本年は三、四月の異常干天のため、早期水稲の植付不能、飲料水の欠乏等大きな干害が発生しましたが、特に早期水稲の被害が大きい、五月十四日現在の調査では次のようになっています。

早期水稲植付計画 二二〇町
植付済面積 一二〇〃
植付不能面積 一〇〇〃

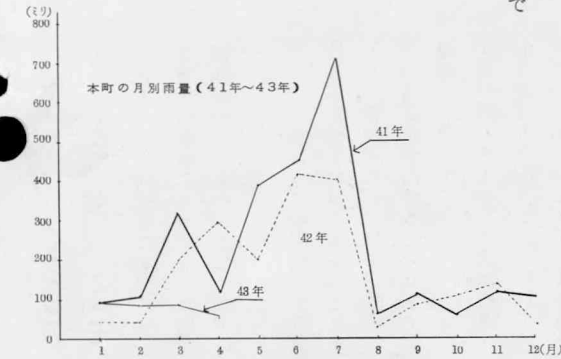
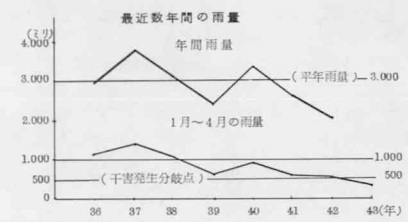
干害の大きかった地域
干害調査の結果によりますと、町内でも被害の程度は様でなく特に被害の大きい地域は、麓川流域一帯と、町内全部の山間湧水田地帯で、雄川流域の流域は殆んど干害を受けていなかったようです。特に麓川本流の雄川井せきと、支

昭和三六年以降の年間雨量をみると、大体本町の年間雨量は三〇〇〇ミリと考えられますが、四一年は二、六〇〇ミリ、四二年は二、〇〇〇ミリと平年に比べて少なくなっています。特に四二年は平年に比べて一、〇〇〇ミリ少く、町内全域では年間約七、八〇〇万トンの雨量がなかったということになります。

流の天神井せきは、相当長期間に亘って、カラカラに干上り、一滴の水もない状態が続きました。

干害の原因
干害の最大の原因は表でわかるとおり雨量が少なかったということです。

昭和三六年以降の年間雨量をみると、大体本町の年間雨量は三〇〇〇ミリと考えられますが、四一年は二、六〇〇ミリ、四二年は二、〇〇〇ミリと平年に比べて少なくなっています。特に四二年は平年に比べて一、〇〇〇ミリ少く、町内全域では年間約七、八〇〇万トンの雨量がなかったということになります。



電探による地下水源調査



又早期水稲の苗代、植付時期に関係のある一月から四月までの雨量についても、平年の半分以下の雨量しかなかったということがわかります。

もう一つの原因は山の伐りすぎで、ハゲ山になったということが考えられます。山が茂ってうづべいしていると、雨水はじょうろ発することなく根を伝って地中にはいり、除々に川へ流れてきますが、山がハゲてしまったため、雨水は直ちに川へ流れ出し、又はじょうろ発してしまい水を調節する働きを失っていると思われまます。山を育てることが水を育てる基であること

は常習化の傾向があり、何らかの恒久的対策の必要が迫られています。これには積極的な対策と消極的な対策が考えられますが、先ず積極的な対策については次の二つが考えられます。

灌がい用ため池の建設と地下水源の活用

七月一日から

交通反則金制度が実施されます

昨年の道路交通法の改正により、新しく交通反則金の制度が設けられました。

この制度の趣旨は、あまり悪質でない交通違反に対しては警察官が告知した反則金を、もよりの郵便局等に納めることによって、違反の償いをさせることとし、従来の刑事事件扱いをやめようということにあります。

この制度が適用される違反行為はこの制度は次のような悪質な違反行為を除いた軽い違反行為にだけ適用されます。

- 1 ひき逃げ
 - 2 酒よい運転
 - 3 無免許無資格運転
 - 4 速度違反(毎時25km以上)
- この制度の適用を受けない者

次の者はこの制度の適用を受けません。従ってこれらの者は従来の交通違反者の取扱いがなされます。

- 1 無免許無資格運転者
 - 2 過去一年以内に運転免許停止の処分を受けた者
 - 3 酒気を帯びて運転した者
 - 4 反則行為で事故を起した者
 - 5 二〇才未満の少年
- この制度の手続

警察官が反則者を発見したとき

は、現場で反則金の通告書を本人に交付します。(正式通告は警察本部長がします。)

反則者は通告書を受取った場合不眠がなければその翌日から七日以内に郵便局に反則金を納付しなければなりません。

反則者が右の期限内に反則金を

今月の納税

町民税の1期分です

納税であなたも担う

町づくり

マムシにかまれたら

すぐ役場へ

そろそろマムシの出る季節になりました。町内でも年に数人の被害者が出ています。

マムシにかまれたら一刻も早く血清の注射をしなければなりません。役場ではこのため常時マムシの血清を備えてあります。

マムシにかまれたら、まず役場

納めない場合は、従来どおり刑事事件として処理されます。

反則金の額は、最低千円、最高一万円、自動車の種別が大きいほど、又違反速度が大きいほど反則金は高くなります。

へ連絡して血清を受取り、医師の治療を受けてください。尚「破傷風」の血清も備えてあります。御利用ください。

回覧板

六月一日から

「出勤時間を変更

六月一日から出勤時間が変わります。

役場では六月一日から八月末日まで出勤時間を次のように変更します。退庁時間は変わりません。

出勤時間 午前八時(現在は午前八時三〇分)

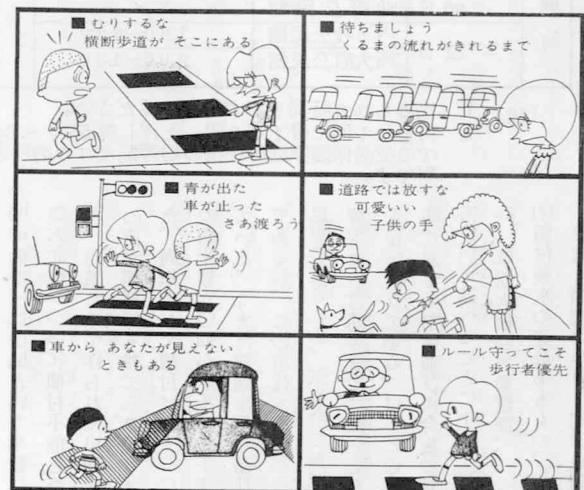
前八時三〇分)

6月の家事

この月は家事の重点をつめ対策においてください。まず清潔。家中がじめじめしてうっかりするとすぐかびがはえます。とくに注意したいところは台所です。食器はもちろんマナ板、包丁などはいつも熱湯で消毒し、きれいなところへ保管しておきましょう。

ついて押入れ、よごれた衣類などを忙しさにまぎれて、つっこんでおくと一日がかびがはえたり、悪臭をはなつことがあります。つゆといっても時には晴れることがありま

す。何はにおいても、窓



郵便には必ず「郵便番号」を

きたる七月一日から郵便にはあて先の住所氏名のほかに「郵便番号」を書いていただくことになりました。

郵便番号は、年々増加する郵便の区分け作業を機械化するためにとられたもので、次のことに注意して記入ください。

番号を書くところ

はがき、封筒の表面に印刷してある「赤いわく」の中に、はっきりとわくいばいに書く。

筆記用具とインクの色

ペン、万年筆、ボールペン等による。インクの色は青か黒。

(田代局の番号は893-24)

や戸をあけ放って風を入れ、できるだけ中の衣類や寝具を日に当てるように心がけることです。

外回りでは下水やくみ取り便所の付近。適当な消毒剤を十分まいて、きれいにしておきましょう。

せんたくもつゆ時のなやみのためです。なかなか乾きにくいので石油ストーブなどを利用しますが火災にはくれぐれも注意したいものです。

時には大雨となって、かなりの被害が例年出ています。水の危険のあるところでは、その対策を考えておきましょう。